

日本共産党の山本伸裕です。平成 28 年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をおこないます。

まず、歳入確保についてであります。委員長報告の通り、収入未済の解消について過去 10 年間で最も少ない額となっており関係部局の努力が感じられます。しかし懸念されることは、5 月にまとめられた中期的な財政収支の試算についての中で言われている通り、今後中期的に各年度 29 億円から 94 億円の財源不足が生じると見込まれることとあります。自主財源の確保と組織をあげての徴収促進ということが強調されておりますが、強権的徴収は戒めるべきでありますし、自主財源の確保にも限界があります。やはり、試算の中でも指摘されている通り、国からの継続的かつ中長期的な財政支援は不可欠であります。東日本大震災の場合、財務省は東日本大震災復興特別会計を作り、これを財源として被災団体に交付する復興交付金を 2011 年補正から 2016 年予算まで計約 3 兆円を拠出しました。また、被災団体の実質的な負担をなくす震災復興交付税を 2011 年から 2015 年までの累計で約 4 兆円拠出しています。金額の規模は異なるでしょうが、私は東日本震災時における国の措置に匹敵するような水準で、熊本でもやはり県内の被災自治体の実質的負担をなくす財政支援を、国に対し強く求めていくべきであろうと思います。

ところで、以前、経済財政諮問会議において地方公共団体が積み立てた基金の残高が増えていることがやり玉にあげられ、地方公共団体は資金的に潤っているのではないかと、国と地方の資金配分を再考すべきではないかとの議論が起りました。しかし熊本地震発災の際、熊本県は基金があったからこそ迅速な財政出動ができたわけであります。熊本地震の教訓を踏まえ、基金残高が多いとの批判の声に対してはしっかりと国に対して反論すべきであろうと思います。

次に、平成 28 年度の施策と成果について意見を申し上げます。まず総務部関係、適正な行財政運営に関する問題であります。熊本地震によって見えてきた県政運営の課題は多々あると思いますが、その一つが職員数の適正な確保という問題であります。現在もなお、一部職員の長時間、過重労働が続き、健康被害の広がりも懸念されております。災害査定時の技術系職員の不足、市町村からの応援要請に十分こたえられなかった問題、通常業務のうえに震災対応業務が加わり、仕事量が格段に増えたなどの問題点が生じました。こうした状況を考えると、県は職員定数の抑制を続けてきましたけれども、やはり震災の教訓からしても、必要な職員数を充足するということが大事な観点ではないかと思えます。

次に企画開発部関係ですが、球磨川治水対策協議会が三回開催されております。協議会は、ダムによらない治水を検討する場で積み上げられた対策について、引き続き流域市町村の協力を得ながら着実に実施していくことを確認しています。しかし、進めるべき治水対策が遅々として進まない現状があるにもかかわらず、協議会が有効に機能せず問題個所が放置されていることは重大であります。一つ具体例を申しますと、国土交通省は、各地のダム湖の堆積土砂についての定期検査を実施しておりますが、その中で球磨川の瀬戸石ダ

ムが、最も洪水被害発生の危険性が高い総合 A の判定をなんと 8 回連続で受けております。8 回連続 A 判定という烙印が押されたのは全国の中でも、瀬戸石ダムただ一箇所であります。これは県として恥ずかしい事態ではないでしょうか。ダム湖の管理責任は設置者である電源開発にあります。しかし水利権更新の際に蒲島知事は地域からの要望・意見に対しては真摯に耳を傾け、十分な配慮・対応をしていただきたいと求めており、住民の生命財産を守る立場から考えても、球磨川流域の安全を守る責任を不問にするわけにはいきません。流域住民から繰り返し要望が出されているにもかかわらず、膨大な土砂が堆積し水害常襲地帯となっている状況が深刻化したまま放置されている事態を重大視し、県の対応についても厳しく検証されるべきであります。球磨川治水協議会としても必要な治水対策の着実な実施を確認するという目的に立ち返って主体性を発揮すべきであります。

健康福祉部関係については、乳幼児医療費助成事業について意見を申し上げます。通院についての助成対象年齢が全国最低であった宮城、新潟の両県がそろって助成対象年齢を引き上げたために、ついに熊本県が入院、通院ともに全国最低の助成水準となりました。一般質問でも申し上げましたが、子育てするなら熊本で、とおっしゃるのであれば、子育て支援策の現状がどうなのか、熊本県は真摯に検証すべきではないかと思えます。県が実施した子どもの生活実態調査においても、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住から、健康を守るための医療、学習環境などの局面で、一定の影響を与えていることが推察されると分析していることは重要な指摘であります。また、熊本地震との関係でも、復興の大きな制約は担い手の不足、人手不足は若年層を中心とした生産年齢人口の県外への流出といった構造的要因が強く影響している、との指摘があります。そうした点から考えても、子ども医療費助成制度の拡充は、若年層が安心して熊本で結婚し子どもを産み育てることのできる大きな要因になるものと思えますし、改善を求めるものであります。

次に、環境生活部関係では人権施策推進事業について意見を申し上げます。人権教育・啓発に関する取り組みについては熊本県人権教育・啓発基本計画の内容に問題があると感じています。基本計画では、同和問題を基本的人権の侵害にかかわる重大問題として特別の位置づけで推進がはかられています。しかし元々 2002 年に同和行政が終結し、国民の多くが日常生活において部落問題に直面することはほとんどなくなっています。時として不心得な非科学的認識や偏見に基づく言動が発生したとしても、そうした言動は社会で受け入れられないという民主主義の力を強めていくことこそが重要であります。行政の施策はすべての国民に公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は一般施策で行うべきであり、同和をことさらに強調した集会、研修会、啓発事業などの支出は適切ではないと考えます。

土木部関係では、建設産業総合支援事業に関わると思われますが、災害復旧工事、解体工事を巡って多重下請け構造のもとで工事代金の遅延や不払いなどのトラブルが発生しております。現行法体系のもとでの県の対応には確かに限界がありますが、しかしこうした事態が生じた教訓に学び、この機会に下請け業者や末端の労働者を守る公契約条例の制定へ今こそ県は腰を上げるべきではないかということをお願いいたします。

教育委員会における親の学び推進事業に関してですが、愛としつけといったスローガンが掲げられ、家庭教育

の重要性や役割の啓発活動などが推進されております。しかし、日本政府も批准している子どもの権利条約においては、教育は学校教育と位置づけており、子どもの調和の取れた発達、必要な習慣を身につけることや自立心の育成などを家庭で教育することは想定していません。なぜなら家庭は私的な領域であり、行政が家庭の子育て方針の自由を侵害してはいけないという考え方にもとづいているからであります。子育ての悩みを相談できる窓口を提供することなど、行政が親の子育てを支援することは必要であると考えますが、行政が親に子どもの教育について指導することは適切ではないと考えます。

以上のような意見を申し上げ、今後の県政運営に活かしていただくよう求めて討論を終わります。